**○国土交通省告示第七百八十四号**

公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定に基づき、公有水面埋立法施行令第三十二条第一号の甲号港湾及び乙号港湾を指定する告示（平成二年運輸省告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

別表第一東京都の項甲号港湾欄中「東京」の次に「南鳥島」を加え、同表鹿児島県の項乙号港湾欄中「浦底」を「長島」に改め、別表第二を次のように改める。

**別表第二**

| 港湾 | 港湾の区域 |
|---|---|
| 南鳥島 | 次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域<br>(1) 北緯二十四度十八分二十秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の地点<br>(2) 北緯二十四度十六分四十二秒、東経百五十三度五十九分三十五秒の地点<br>(3) 北緯二十四度十六分二十六秒、東経百五十三度五十九分十八秒の地点<br>(4) 北緯二十四度十六分五十四秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の地点<br>(5) 北緯二十四度十七分十三秒、東経百五十三度五十七分五十一秒の地点<br>(6) 北緯二十四度十八分二十秒、東経百五十三度五十九分二秒の地点 |
| 洞輪沢 | 神子崎（通称イルカ根）からウロウ根に引いた線とウロウ根より大田ケ沢（旧村界）に引いた線及び陸岸に囲まれた海面。ただし、漁港法により指定された洞輪沢漁港の区域を除く。 |

**○国土交通省告示第七百八十五号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、社団法人日本海事検定協会から次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

社団法人日本海事検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　尾道事務所の変更

㈠　所在地の変更

| 変更前 | 広島県尾道市栗原町二丁目1番 |
|---|---|
| 変更後 | 広島県尾道市栗原町1番1号 |

㈡　変更年月日　平成二十二年五月二十九日

**○国土交通省告示第七百八十六号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　台北事務所高雄出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

| 変更前 | TAIPEI OFFICE KAOHSIUNG SUB-OFFICE（台北事務所高雄出張所） |
|---|---|
| 変更後 | KAOHSIUNG OFFICE（高雄事務所） |

㈡　変更年月日　平成二十二年四月十二日

二　イスタンブール事務所タルトゥース出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ISTANBUL OFFICE TARTOUS SUB-OFFICE（イスタンブール事務所タルトゥース出張所） | Alquds Street, Tartous, Syrian Arab Republic |

㈡　新設する年月日　平成二十二年七月一日

**○国土交通省告示第七百八十七号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から証書発給を行う事業所について、変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から証書発給を行う事業所について変更の届出があった件

一　台北事務所高雄出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

| 変更前 | TAIPEI OFFICE KAOHSIUNG SUB-OFFICE（台北事務所高雄出張所） |
|---|---|
| 変更後 | KAOHSIUNG OFFICE（高雄事務所） |

㈡　変更年月日　平成二十二年四月十二日

**○国土交通省告示第七百八十八号**

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について、変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

財団法人日本海事協会から確認、承認及び交付を行う事業所について変更の届出があった件

一　台北事務所高雄出張所の変更

㈠　事業所の名称の変更

| 変更前 | TAIPEI OFFICE KAOHSIUNG SUB-OFFICE（台北事務所高雄出張所） |
|---|---|
| 変更後 | KAOHSIUNG OFFICE（高雄事務所） |

㈡　変更年月日　平成二十二年四月十二日

二　イスタンブール事務所タルトゥース出張所の新設

㈠　事業所の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| ISTANBUL OFFICE TARTOUS SUB-OFFICE（イスタンブール事務所タルトゥース出張所） | Alquds Street, Tartous, Syrian Arab Republic |

㈡　新設する年月日　平成二十二年七月一日